

えひめ「だし文化」広域共創アクションラボ設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム規約（以下「プラットフォーム規約」という。）第4条第2項の規定に基づき、伊予市、松前町及び砥部町（以下「3市町」という。）において推進する「伊予の輝き だしの十字路構想」（以下「構想」という。）の推進及び食文化の振興を図るため設置する「えひめだし文化広域共創アクションラボ」（以下「だしラボ」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 だしラボは、3市町が推進する構想に対して、プラットフォーム規約に定める参加者（以下「参加者」という。）の専門的知見、ビジネスアイデア、ネットワーク等を提供し、構想のブラッシュアップ及び事業規模の拡大を図ることを目的とする。

2 だしラボは、3市町の自律的な意思決定を尊重し、官民共創のアプローチによって事業の実現を促進する「共創の場」として機能することを目的とする。

(構成)

第3条 だしラボは、3市町を主な活動対象地域と定め、プラットフォームに参加登録し、第5条の規定に基づきだしラボに参加する者（以下「ラボ構成員」という。）で構成する。

(役割分担)

第4条 だしラボの運営は、プラットフォーム規約第4条第4項の規定に基づき、愛媛県（以下「県」という。）の協力を得て、3市町が共同して行うものとする。

(参加条件)

第5条 だしラボに参加する者は、この規程を遵守するとともに、第2条に定める目的を達成するため、主体的かつ積極的に行動しなければならない。

2 ラボ構成員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 3市町の事業者と連携し、商品開発、ツアー造成、販路開拓等を具体的に行う意思のある者
- (2) デザイン、マーケティング、学術研究、情報発信などのスキルを持ち、構想の実現をサポートする者
- (3) 「だし文化」や3市町の取組に関心を持ち、意見交換やイベント等に参加する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、だしラボの目的を達成するために必要な活動を行う

う者

- 3 前項に該当する者は、随時、だしラボに参加することができる。
- 4 だしラボへの参加・脱退については、プラットフォーム規約に基づいて行うものとする。

(活動)

第6条 だしラボは、ラボ構成員の募集完了後、アクションラボを通じて「だしの振興・普及啓発」のアイデアを出し合い、3市町に対して提案をするものとする。

- 2 だしラボの活動状況は、毎年度、プラットフォームに報告し、参加者と共有しなければならない。
- 3 だしラボは、設置の日から翌年度末まで、第2条に掲げる目的達成に向けて活動するものとする。ただし、3市町の決定により活動期間を延長することができる。
- 4 だしラボの活動に伴う経費は、ラボ構成員がこれを負担するものとする。

(秘密情報の定義)

第7条 この規程において「秘密情報」とは、だしラボにおける活動を通じ、他のラボ構成員（以下「開示当事者」という。）から開示され、又は知り得たすべての業務上・技術上の情報、当該活動における協議の内容及びその結果をいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。
 - (1) 取得したときに既に公知又は公用であったもの
 - (2) 取得した後に自己の責めに帰すべき事由によらず公知又は公用となったもの
 - (3) 取得する以前に守秘義務を負うことなく既に知得していたもの
 - (4) 正当な権利を有する第3者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したものの
 - (5) 法令、条例又は規則の規定に基づき、開示又は公表が義務付けられているもの及び議会、監査委員その他公的機関からの正当な要請に基づき開示するもの
- (秘密保持)

第8条 ラボ構成員は、開示当事者から開示された秘密情報について、厳重に管理の上、関係者のみの取扱いとし、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく、第3者に開示、漏洩、貸与、若しくは譲渡等をしてはならず、また、だしラボの活動に必要な範囲を超えて使用してはならない。

- 2 ラボ構成員は、開示当事者から秘密情報の返還又は廃棄の要請がある場合にあっては、速やかにこれに従わなければならない。

3 ラボ構成員は、だしラボからの脱退後又はだしラボの解散後においても、前2項に定める義務を負うものとする。

(秘密情報に関する損害賠償)

第9条 ラボ構成員(以下この条において「受領当事者」という。)は、秘密情報の漏洩等の事故が生じた場合には、速やかに開示当事者及び県に対しこれを報告し、開示当事者の指示を受けるものとする。

2 受領当事者が自己の責めに帰すべき事由によりこの規程に定める秘密情報の管理又は秘密保持義務に違反し、これにより開示当事者が損害を被った場合、受領当事者はその損害を賠償しなければならない。

3 ラボ構成員が、法令又は正当な業務行為に基づき情報開示を行った場合は、第1項及び前項の責めを負わない。

(解散)

第10条 だしラボは、次の各号のいずれかに該当するときは、解散する。

(1) 第6条第3項に定める活動期間が満了したとき。

(2) だしラボで協議の上、解散を決定したとき。

2 解散時における事務の承継及び残余財産の処分については、だしラボで協議して定める。

(事務処理)

第11条 だしラボ運営等に関する事務は、愛媛県企画振興部総合政策課の協力のもと、伊予市産業建設部商工観光課が処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、だしラボの運営に関し必要な事項は、ラボ構成員と県が協議の上、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年2月12日から施行する。